

微細構造デバイス研究開発フォーラム規約

(名称)

第1条 本会は、微細構造デバイス研究開発フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、香川インテリジェントパーク内で進められている微細構造デバイス研究開発を中心に産学官の関係者が連携して、広域的な人的ネットワークを構築することにより、新事業、新産業を創出し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ネットワーク形成
- (2) 新商品・技術評価
- (3) 連携促進
- (4) 販路開拓支援
- (5) 情報提供
- (6) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員は、法人会員、個人会員、賛助会員とする。

(会長及び副会長)

第5条 フォーラムに会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の中から互選により選出し、副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、フォーラムを代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(入会)

第6条 フォーラムに入会を希望するものは、別に定める申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会議)

第8条 フォーラムの会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ会員に通知しなければならない。

(運営委員会)

第9条 フォーラムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長が指名する会員等で構成し、フォーラムの運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議を行う。

(会費)

第10条 会費は、無料とする。

(事務局)

第11条 フォーラムの事務を処理するため、公益財団法人かがわ産業支援財団に事務局を置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成30年6月1日から適用する。